

不動産売買のしくみ 《売却編》

□仲介方式

一般的な売却方法です。売却期間や市場の状況により、流通価格が決定されます。

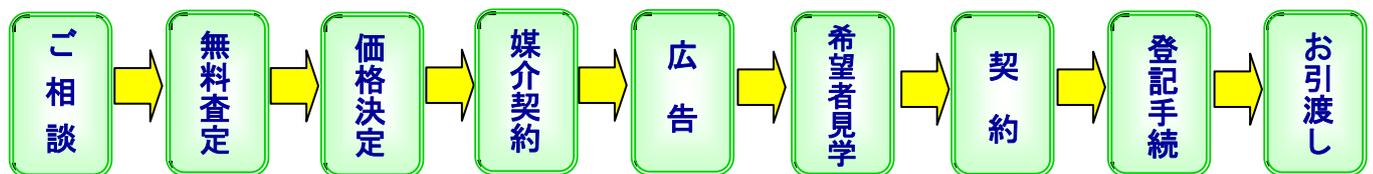
□売却保証方式

希望期間内に仲介で売却できなかった場合、あらかじめ約定した価格にて、当社が責任を持って購入いたします。

□買取方式

当社が直接買取りさせていただく方式です。早く現金化したい方・ご近所に分からないように売却したい方に向いています。

売却までの流れ (このような流れで売却取引は行われています)



よくあるご質問

Q. 広告料はかかるの？

無料です。ライトハウスでは広告料・査定料は一切かかりません。

Q. 抵当権が付いている物件は売却できますか？

売却可能です。ローン残債処理も丁寧にアドバイスいたします。

Q. 専属専任媒介・専任媒介・一般媒介の違いは？

専属専任媒介→1社にだけ売却依頼する方式です。ご自分で見つけた購入者と契約する場合も、その業者をお願いする事になります。

専任媒介→1社にだけ売却依頼する方式です。ご自分で見つけた購入者と、直接契約することができます。

一般媒介→複数の不動産業者に売却依頼することができます。

Q. 万一、売却できない場合は？

ライトハウスでは売却保証方式があるから安心。万一売却できない場合は、当社で購入いたします。

Q. 時間をかければ高く売れる？

売買に時間がかかると、売れ残りイメージが出る場合があります。

一概には言えませんが、時間がかかると価格が下がる傾向にあります。

Q. 有利な売却方法ってあるの？

おまかせ下さい！お客様にとって、最良の方法をアドバイスいたします。

